

・LGBT パートナーシップ証明書について

Q. 品川区でLGBT パートナーシップ証明書を発行するのは可能か。  
未整備の場合、将来的に整備される予定、可能性があるのか。

A. 品川区では、平成 5 年『人権尊重都市品川宣言』に則り、性別や外見にと  
られることなく、区民一人ひとりがお互いに尊重し、認め合い、偏見をなく  
して正しく理解し合うことが重要だと考えております。

婚姻は両性の合意に基づいて成立すると憲法において規定されております。  
同性のカップルについて婚姻に相当する行政証明、いわゆるLGBTパート  
ナーシップ証明書を区が発行するという事は、証明の根拠を何に求めるかとい  
う面もあります。法的効果も含め、慎重に議論していく事柄であり、国・東京  
都の動向を注視してまいります。

区といたしましては、LGBTの方々が差別を受けない社会、同性カップル  
が広く受け入れられる社会を形成していくことが重要と考えますので、区民を  
はじめ、区内企業関係者や地域の方々への理解を深め、差別や偏見を解消する  
ために、社会の動向や他自治体の取組み等の情報収集に努め、研修や講演会な  
ど様々な機会を通じて理解促進に力を入れてまいります。

(総務部人権啓発課)